第75回 人権週間 12月4日~10日までの1週間 「誰か」 のこと じゃない

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、みんなと人権を考える1週間です。

男女差別、障がい者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんな が明るく暮らせる社会を作りたいものです。そのためには、わたしたち一人ひとりが、人権につ いて正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。

今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権のことについて相談のある方は、お近くの人権擁護委員・法務局・役場まで、お問い合わ せください。

困りごと、心配ごとでお悩みの方へ

人権擁護委員か、以下の人権相談窓口までお気軽にお電話ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

受付時間:月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時15分(12月29日~1月3日および休日を除く)

面談による相談窓口

和歌山地方法務局御坊支局(御坊市薗369-6)(TEL:22·0335)

電話による相談窓口

こどもの人権110番 (TEL:0120・007・110) 女性の人権ホットライン(TEL:0570・070・810) みんなの人権110番 (TEL:0570・003・110)

人権のつどい

日時:令和5年12月9日(土) 午後1時~ 場所:丹鶴ホール(和歌山県新宮市下本町二丁目2-1)

内容:人権講演会「育て方・育てられ方」 講師:桂枝曾丸

【申し込み先・お問い合わせ先】

和歌山県東牟婁振興局総務県民課(TEL:0735・21・9607)

人権相談・行政相談・心配ごと相談 合同相談所 開設のお知らせ

日時:12月4日(月) 午後1時~4時

場所:日高町保健福祉総合センター2階会議室

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用 ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人 権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

【お問い合わせ先】 日高町社会福祉協議会(TEL: 63・2751)



防護柵設置のご案内

町では、農家の方々が農作物を鳥獣害から守る目的で、電気柵・ワイヤーメッシュなどの設置 に係る資材費の一部を予算の範囲内で補助します。

対 象:町内の農家の方が町内農地に電気柵やワイヤーメッシュなどを設置する場合

補助額:事業費の3分の2以内

※過去に補助を受けている農地で防護柵の資材更新等を行う場合等は3分の1以内の補助額になります。(設置して5年間は補助対象外農地となります)

令和6年度において希望される農家の方は、令和5年12月22日(金)までに産業建設課へお申し込みください。

【お問い合わせ先】 産業建設課(TEL:63・3804)

森林環境税が令和6年度から始まります

森林環境税及び森林環境譲与税を活用した取組みについて

森林環境税・森林環境譲与税の趣旨

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方 財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する 法律」が成立されました。

森林環境税・森林環境譲与税とは?

森林環境税は令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて課税される国税です。

年額1,000円/人を市町村が賦課徴収し、その税収は森林整備の財源となり森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されるしくみとなっています。

森林環境譲与税は令和元年度から都道府県・市町村に対して、私有人工林面積、林業就業者数 および人口による客観的な基準で案分して譲与されています。「森林環境税及び森林環境譲与税 に関する法律」に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てること とされています。

森林環境譲与税の 使途について

日高町では現在「森林整備に関する施策」について活用しています。令和3年度から原谷地区において所有林(スギ・ヒノキ)に関する意向調査や森林現地確認、令和4年・5年度に産湯地区で松くい虫の被害木伐倒などを実施しています。

【お問い合わせ先】

産業建設課

 $(TEL: 63 \cdot 3804)$

